

戸籍への氏名の振り仮名記載等に係る人材派遣業務委託業務仕様書

1. 履行期間 令和7年7月1日（火）から令和7年12月26日（金）
2. 派遣名称 戸籍への氏名の振り仮名記載等に係る人材派遣業務委託
3. 履行場所 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1 広川町役場 庁舎内
4. 派遣人員 3名
5. 業務内容
戸籍への氏名の振り仮名業務に関する以下の業務
 - （1）窓口による届出相談及び届出受付
 - （2）電話による問合せ対応
 - （3）氏名の振り仮名の届書入力、届書スキャン、届書等の編綴
6. 労働時間及び就業日
 - （1）週あたりの勤務日数
月曜日から金曜日（祝日を除く）
 - （2）1日の就業時間
8時30分から17時15分（休憩時間 1時間）
7. 契約金額
1人1時間当たりの単価契約とする。ただし、この契約金額には受注者がこの契約を履行するために必要な経費一切を含むものとする。
8. 契約にあたっての条件等
 - （1）派遣労働者はキーボード及びマウスを使用した簡単なパソコン操作ができること。
 - （2）就業にあたっては、来庁者に不快感を与えないよう、服装や身なりには特に注意すること。
 - （3）社会人としての必要なマナーや接遇等の知識、能力を身につけていること。
 - （4）来客対応またはコールセンターを含む電話対応業務の経験があること。
 - （5）業務内容について適切に理解し、遂行できるものであること。
 - （6）原則として、業務委託期間継続して勤務できること。
9. 用具等
発注者は派遣労働者が業務を行う上で、必要な用具(机、椅子、筆記具、パソコン、プリンタ、名札)を準備するものとする。
10. 就業の確保
 - （1）受注者は派遣労働者の適性な労務管理を行い、発注者が行う業務の遂行に支障が生じ、又は発注者の信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。
 - （2）受注者は労働者派遣の実施に際し、派遣労働者について傷病等の理由により欠務を生じる場合は、速やかに発注者に連絡すること。
 - （3）派遣労働者が傷病等により長期間就業できないときは、受注者は発注者と協議の上、必要な場合は代替者を派遣するものとする。
 - （4）発注者は派遣労働者の事務能力または業務態度について、不適当と認めた場合には受注者と協議の上、当該派遣労働者を交代させることができるものとする。

11. 業務指揮

- (1) 発注者は派遣労働者に直接指揮命令する者を定め、その従事すべき業務の遂行に関し必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 受注者は派遣労働者に対し、前項の指揮命令のほか発注者における職場秩序維持、施設管理その他派遣労働者の就業に関し発注者が行う指示に従うよう、適切な措置を講じなければならない。

12. 業務に関する研修

発注者は派遣労働者が適切に業務遂行できるよう、あらかじめ研修を実施する。この研修に必要なとする時間は就業時間として取り扱うものとする。日程は協議の上決定する。

13. 責任者等の選任

発注者及び受注者は発注者指揮命令者、受注者責任者をそれぞれ選任するものとする。

14. 苦情の処理

- (1) 発注者及び受注者は、派遣労働者からの苦情に申し出を受ける者をそれぞれ選任するものとする。
- (2) 発注者は、派遣労働者からのその就業に関する苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を受注者に通知し、発注者受注者協議の上、適切に処理を行うものとする。

15. 安全衛生に関する措置

発注者は受注者が派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣労働者が従事する業務に係る情報を受注者に対し提供するとともに、受注者から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合は、派遣労働者の安全衛生に関する措置を実施するために必要な協力や配慮を行うものとする。

16. 事故対応

派遣労働遂行上発生して事故等については、発注者の原因により生じたものを除き、受注者が責任を負うものとする。

17. 秘密保持業務

- (1) 受注者及び派遣労働者は、この契約の履行に際して業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。
- (2) 受注者及び派遣労働者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。
- (3) 労働者派遣にあたり、受注者は別紙「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守するものとする。
- (4) 受注者は、派遣労働者に対し、退職後も含め個人情報を含む業務に従事して知り得た情報は他に漏らさない趣旨の誓約書を提出させるものとし、当該誓約書の提出を受けたときは、発注者に報告しなければならない。

18. 支払い

- (1) 毎月払いの出来高払いとする。
- (2) 派遣料金の支払いは、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。